

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第八章の二 (略)</p> <p>第九章 報告 (第四十九条・第五十条)</p> <p>附則</p> <p>第八章 製造等</p> <p>(石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置)</p> <p>第四十六条の二 石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するおそれのある製品であつて厚生労働大臣が定めるものを輸入しようとする者 (当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限る。) は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める者が作成した次に掲げる事項を記載した書面を取得し、当該製品中に石綿がその重量の〇・一パーセントを超えて含有しないことを当該書面により確認しなければならない。</p> <p>一 書面の発行年月日及び書面番号その他の当該書面を特定することができる情報</p> <p>二 製品の名称及び型式</p> <p>三 分析に係る試料を採取した製品のロット (一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群をいう。以下この号及び次項において同じ。) を特定するための情報 (ロットを構成しない製品であつて、製造年月日及び製造番号がある場合はその製造年月日及び製造番号)</p> <p>四 分析の日時</p> <p>五 分析の方法</p> <p>六 分析を実施した者の氏名又は名称</p> <p>七 石綿の検出の有無及び検出された場合にあつてはその含有率</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章の二 (略)</p> <p>第九章 報告 (第四十九条)</p> <p>附則</p> <p>第八章 製造等</p> <p>(新設)</p>

2 前項の書面は、当該書面が輸入しようとする製品のロット（ロットを構成しない製品については、輸入しようとする製品）に対応するものであることを明らかにする書面及び同項第六号の分析を実施した者が同項に規定する厚生労働大臣が定める者に該当することを証する書面の写しが添付されたものでなければならぬ。

3 第一項の輸入しようとする者は、同項の書面（前項の規定により添付すべきこととされている書面及び書面の写しを含む。）を、当該製品を輸入した日から起算して三年間保存しなければならない。

第四十六条の三 （略）

（石綿関係記録等の報告）
第四十九条 （略）

（石綿を含有する製品に係る報告）

第五十条 製品を製造し、又は輸入した事業者（当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限る。）は、当該製品（令第十六条第一項第四号及び第九号に掲げるものに限り、法第五十条ただし書の要件に該当するものを除く。）が石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有していることを知った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項（当該製品について譲渡又は提供をしていない場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 製品の名称及び型式
- 二 製造した者の氏名又は名称
- 三 製造し、又は輸入した製品の数量
- 四 譲渡し、又は提供した製品の数量及び譲渡先又は提供先
- 五 製品の使用に伴う健康障害の発生及び拡大を防止するために
行う措置

第四十六条の二 （略）

（新設）
第四十九条 （略）

（新設）

